

環 廃 第 290-2 号

平成29年 9 月 26 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

水銀含有産業廃棄物の取扱いの有無に関する産業廃棄物処理業許可証の記載について

このことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の改正に伴い、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品産業廃棄物（以下これらを「水銀含有産業廃棄物」という。）の規定が新設されたことから、下記のとおり対応することとします。

ついては、貴会会員への周知につきまして御配慮願います。

記

1 産業廃棄物処理業の許可証の記載について

(1) 水銀含有産業廃棄物を取り扱うことができる処理業者の許可証には、産業廃棄物の種類に、水銀含有産業廃棄物の取扱いができる旨を明記する。

(2) 明記方法は、対象となる産業廃棄物の種類に水銀含有産業廃棄物を含む旨を記載する。（例「ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）」

なお、水銀使用製品産業廃棄物について、対象となる産業廃棄物の種類は、今後、改正予定の静岡県産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領（以下「要領」という。）による。

(3) 記載の開始は、許可の年月日又は変更許可の日が平成30年4月1日以降となる許可からとすること。

(4) 既に許可を受けている者における前記許可の前の記載については、平成30年4月1日以降にこのことに関する変更届出書を受け付け、許可証の書換え交付をすることによる。

2 許可申請書等の記載方法等について

許可申請書及び変更届出書の記載方法、添付書類等は、要領による。

3 排出事業者への周知について

産業廃棄物処理業の許可証において、交付時期により記載方法が異なるので、水銀含有産業廃棄物の処理を委託する場合は、事業の範囲の確認に遺漏がないよう留意すること及び保管基準を遵守することを周知してください。

4 処理業者への周知について

特に水銀の大气放出防止を徹底する等、処理基準の遵守に遺漏がないよう周知してください。

担 当 産 業 廃 棄 物 班
電話番号 054-221-2423

